

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

ページ

## 規 則

○林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

（農林水産経営支援課）

一

## 告 示

○地籍調査事業計画の策定

（地域復興支援課）

一

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

（共同参画社会推進課）

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

（障害福祉課）

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出

（同）

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

（同）

二

○認証食品の認証

（食産業振興課）

三

○県営土地改良事業計画の縦覧（二件）

（農村振興課）

三

○道路の区域変更

（道路課）

三

○道路の供用開始

（同）

四

○宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の

徴収事務の委託（二件）

四

○開発行為に関する工事の完了

（教育庁高校教育課）

四

○宮城県公報平成二十三年号外第四八号中

（建築宅地課）

五

## 規 則

林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月七日

○宮城県規則第五十九号

林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年宮城県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」を、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」に改め、「（平成二十年農林水産省令第四十八号）」の下に「並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。）（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十三年農林水産省令第七号）」を加える。

第二条第一項中「又は農商工等連携促進法」を、「農商工等連携促進法」に改め、「当該認定中小企業者」の下に「又は六次産業化法第六條第三項に規定する認定総合化事業計画に従って六次産業化法第五條第四項第二号に掲げる措置を行う六次産業化法第六條第三項に規定する促進事業者以下「促進事業者」という。）」を加え、同条第二項中「又は認定中小企業者」を、「認定中小企業者又は促進事業者」に改める。

第十条及び第十八條第四項中「及び認定中小企業者」を、「認定中小企業者及び促進事業者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第四百三十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六條の三第二項の規定により、平成二十三年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十三年六月七日

一 調査を行う者の名称及び調査区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	白石市 齋川字安如等七十七単位区域、齋川字西姥神等六単位区域
調査区域	川崎町 大字川内字芋ノ窪等三単位区域、大字今宿字坊主沢山、大字今宿字小屋沢山の 一部区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 マリソル松島スポーツクラブ

一 代表者の氏名 林 裕志

二 主たる事務所の所在地 宮城県松島町高城字動伝一三十四番地の一

三 定款に記載された目的 この法人は、地域の住民に対して、サッカーを中心とした総合型地域

スポーツの推進並びに活動を行い、スポーツ振興に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十三年四月二十七日

○宮城県告示第四百三十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一五二〇〇八三三	事業所の名称及び所在地	まある 仙台市青葉区上杉一・七・七 上杉ハイツ一〇一号	指定障害福祉サービスの種類	就労移行支援	設置者名	特定非営利活動法人桑の木	指定年月日	平成二十三年六月一日
事業所番号	〇四一五二〇〇八三三	事業所の名称及び所在地	スイッチ・センダイ	指定障害福祉サービスの種類	自立訓練（生活	設置者名	特定非営利活動	指定年月日	平成二十三年

〇四一五三〇〇五七三	〇四一五三〇〇五八一	〇四一五四〇〇八七八	〇四一五四〇〇八八六
〇二	〇一	〇一	〇一
仙台市宮城野区榴岡六丁目六番三三〇号	仙台市若林区若林五丁目七番地十八号 若林大広一〇二号	仙台市若林区中倉一丁目一番三十三号 〇イゼンビル二一〇号	仙台市太白区上野山一丁目八番三十三号 ソレイユ二〇一〇号
訓練） 就労移行支援	居宅介護 重度訪問介護	居宅介護 重度訪問介護	居宅介護 重度訪問介護
t c h	株式会社イ コール	セントケア東 北株式会社	合資会社ひよ りサービス
六月一日	平成二十三年 六月一日	平成二十三年 六月一日	平成二十三年 六月一日

○宮城県告示第四百三十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二二二〇〇一九七	設置者名	社会福祉法人惠泉会	事業所の名称及び所在地	変更前 みなみホーム 登米市中田町浅水字長谷山三百五十二番二号	変更後 惠泉会ケアホーム・グループホーム 登米市中田町浅水字長谷山三百五十二番二号	変更年月日	平成二十三年 四月一日
-------	------------	------	-----------	-------------	---------------------------------------	---	-------	----------------

○宮城県告示第四百三十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十三年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二〇二〇〇六〇二	事業所の名称及び所在地	みやぎこうでねいとファミリアホーム石巻市八幡町二丁目三番十二号	指定障害福祉サービスの種類	特定非営利活動法人みやぎこうでねいと	設置者名	平成二十三年三月十二日	廃止年月日	
〇四二二二〇〇二五四	ラベンダーホーム登米市東和町米川字西綱木五番地	共同生活介護	社会福祉法人 惠泉会	平成二十三年三月三十一日					
〇四二二二〇〇三二一	わたの実ホーム登米市中田町石森字館十三番地九	共同生活介護	社会福祉法人 惠泉会	平成二十三年三月三十一日					

○宮城県告示第四百二十五号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十三年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	百九十	品目	生めん類	申請者の氏名又は名称	マルコー食品株式会社 代表取締役 山戸 康二	製造業者の名称又は屋号	マルコー食品株式会社	製造所等の所在地	伊具郡丸森町大内字三代河原九十・一
------	-----	----	------	------------	------------------------	-------------	------------	----------	-------------------

二 認証年月日

平成二十三年五月三十日

○宮城県告示第四百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営無栗沼地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申

立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年七月四日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

○宮城県告示第四百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営鹿飼沼地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十三年六月七日から平成二十三年七月四日まで

三 縦覧場所

大崎市役所、涌谷町役場

○宮城県告示第四百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三百九十八号

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
本吉郡南三陸町戸倉字雷前七番一地从先から 同町戸倉字転石五一番五地先まで		前A	後B	二二・〇〇	二二・〇〇	一六二・二二	一六二・二二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A	B	二二・〇〇	二二・〇〇	一六二・二二	一六二・二二	

○宮城県告示第四百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	本吉郡南三陸町戸倉字雷前七番一地从先から同町戸倉字転石五一番五地先まで	平成二十三年六月七日

○宮城県告示第四百四十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十三年四月一日次のとおり委託した。

平成二十三年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

遠田郡美里町字素山町一番地 みどりの農業協同組合

二 委託期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物のみどりの農業協同組合ファーマーズマーケットにおける販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十三年四月一日次のとおり委託した。

平成二十三年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

遠田郡美里町字素山町一番地 みどりの農業協同組合

遠田郡美里町字素山町一番地 株式会社みどりのサービス

黒川郡大和町吉岡字北原西七十二 株式会社エコープ宮城

二 委託期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年六月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

番五の一部	黒川郡大衡村大衡字北原二十八番十三及び三十三	東京ビルディング二十階
	東京都千代田区丸の内二・七・三	日清医療食品株式会社

### 正 誤

○宮城県公報平成二十三年号外第四八号(平成二十三年四月二十八日付け)中

ページ

五 平成23年5月13日

正

平成23年5月15日

誤